

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇教委規則 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次並びに第一章及び第二章の章名を削る。

第二条の前の見出しを削り、同条及び第三条を次のように改める。

（普通免許状の授与の出願）

第二条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第一号）に、次の表の上欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類及び宣誓書（様式第二号）を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。

一 免許法第五条第一項の規定による普通免許状

イ 免許法別表第一又は別表第二に規定する基礎資格を有することを証明する書類

ロ 単位修得証明書

ハ 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、第七条第一項の表備考第三号又は第十条の表備考第四号の規定の適用を受ける者にあつては、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書

<p>二 免許法第十六条の二第一項の規定による普通免許状</p>	<p>教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）</p>
<p>三 免許法第十六条の三第二項の規定による中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状</p>	<p>イ 教員資格認定試験に合格した者にあつては、教員資格認定試験合格証明書 ロ 免許法第十六条の三第二項の文部令で定める資格を有する者にあつては、当該資格を有することを証明する書類</p>
<p>四 免許法第十六条の四第三項の規定による高等学校教諭の一種免許状</p>	<p>教員資格認定試験合格証明書</p>
<p>五 免許法第十七条第二項の規定による盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員の普通免許状</p>	<p>イ 教員資格認定試験に合格した者にあつては、教員資格認定試験合格証明書 ロ 免許法第十七条第二項の文部省令で定める資格を有する者にあつては、当該資格を有することを証明する書類</p>

<p>六 免許法附則第十項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状</p>	<p>国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</p>
<p>七 免許法附則第十五項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状</p>	<p>国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書</p>
<p>八 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による中学校教諭の技術の教科についての二種免許状</p>	<p>イ 昭和三十六年改正法附則第六項の図画工作又は職業の教科についての中学校教諭の免許状の写し ロ 昭和三十六年改正法附則第六項の文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了した旨の証明書</p>

(特別免許状の授与の出願)

第三条 免許法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第二号の二）の写し及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。

第三条の二及び第三条の三を削り、第四条から第六条までを次のように改める。

(臨時免許状の授与の出願)

第四条 免許法第五条第五項の規定により臨時免許状の授与を受けようと

する者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会）を経由して授与権者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第十七条第二項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第二条の表第五号イ及びロに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

（特別免許状の有効期間）

第五条 免許法第九条第二項の教育委員会規則で定める期間は、十年とする。

第六条 削除

第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（普通免許状に係る教育職員検定の出願）

第七条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第三号）に、次の表の上欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 免許法第六条第一項の規定による教育職員検定

イ 基礎資格として免許状を有することを必要とする場合にあつては、当該免許状の写し（免許法別表第六備考第三号の規定の適用を受ける者にあつては、免許法施行規則第六十九条の二各号に該当す

ることを証明する書類）
 ロ 免許法附則第七項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の表第一欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類
 ハ 免許法施行規則第十一条の表備考第四号又は第五号の規定の適用を受ける者にあつては、同表備考第三号に規定する資格を有することを証明する書類又は国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書
 ニ 免許法施行規則第六十五条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する資格を有することを証明する書類
 ホ 単位修得証明書（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）附則第十項の規定による改正前の免許法別表第三備考第六号の規定の適用を受ける者を除く。）
 ヘ 実務（技術）に関する証明書（様式第四号）
 ト 身体に関する証明書（様式第五号）

ることを証明する書類）

ロ 免許法附則第七項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の表第一欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類

ハ 免許法施行規則第十一条の表備考第四号又は第五号の規定の適用を受ける者にあつては、同表備考第三号に規定する資格を有することを証明する書類又は国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書

ニ 免許法施行規則第六十五条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する資格を有することを証明する書類

ホ 単位修得証明書（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）附則第十項の規定による改正前の免許法別表第三備考第六号の規定の適用を受ける者を除く。）

ヘ 実務（技術）に関する証明書（様式第四号）

ト 身体に関する証明書（様式第五号）

<p>二 免許法第六条第三項の規定による教育職員検定</p>	<p>チ 履歴書(様式第六号) リ 人物に関する調書(様式第七号)</p>
<p>三 免許法附則第十一項の表第二欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状に係る教育職員検定</p>	<p>イ 現に有する免許状の写し ロ 単位修得証明書 ハ 身体に関する証明書 ニ 人物に関する調書</p>
	<p>イ 免許法附則第十一項の表第二欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 ロ 単位修得証明書 ハ 実務(技術)に関する証明書 ニ 身体に関する証明書 ホ 履歴書 ヘ 人物に関する調書</p>

第八条及び第九条を削る。

第十条に見出しとして「(旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願)」を付し、同条を第八条とする。

第十一条に見出しとして「(従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願)」を付し、同条第五号を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第十条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校

長(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会)を経由して授与権者に提出しなければならない。

一 学士の称号を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた者であることを証明する書類

二 推薦書(様式第八号の二)

三 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

四 最終学校長の発行する学業成績証明書

五 身体に関する証明書

六 履歴書

七 人物に関する調書

2 授与権者は、前項の教育職員検定願を提出した者について合格の決定をしたときは、その者に特別免許状教育職員検定合格書を交付しなければならない。

第十二条に見出しとして「(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)」を付し、同条第一項中「免許法第五条第三項に規定する」を削り、「市町村立学校の」を「市町村の設置する学校である」に改め、第六号を削り、同条第二項中「(様式第八号の二)」を「(様式第八号の三)」に改め、同条第三項及び第四項中「免許法第五条第三項に規定する」を削り、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。(非常勤講師任命等許可の申請)

第十三条 免許法第三条第二項ただし書の規定により各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることについて許可を受けようとする者は、非常勤講師任命(雇用)許可申請書(様式第十号の二)を授与権者に提出しなければならない。

2 授与権者は、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤の

講師に充てることについて許可をしたときは、非常勤講師任命（雇用）

許可書（様式第十号の三）を申請者に交付しなければならない。

第三章及び第四章の章名を削る。

第二十二条中「教員の免許状」を「教諭の普通免許状及び助教諭の臨時免許状」に改める。

第五章の章名を削る。

第二十七条の見出しを「（特別免許状及び臨時免許状の様式）」に改め、同条中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

免許法第五条第二項の規定により授与する特別免許状は、（教育職員）

特別免許状（様式第二十一号の二）とする。

第二十八条中「第十二条第一項」を「第四条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項」に改める。

別表第二の（一）の表小学校教諭の項及び中学校教諭の項中「一級普通免許状」を「一種免許状」に、「二級普通免許状」を「二種免許状」に改め、同表高等学校教諭の項を次のように改める。

教諭		学校		高等		
状		免許		一種		
11	10	9	8	7	6	5
15	20	25	30	35	40	45
0	3	5	7	10	12	15
	"	人文科学 自然 社会 "	"	人文科学 自然 社会 "	"	人文科学 自然 社会 "
		各1以上		各2以上		各3以上
12	14	16	19	21	23	25
"	"	"	"	"	"	免許教科ごとに25以上
12以上	14以上	16以上	19以上	21以上	23以上	
3	3	4	4	4	5	5
"	"	"	"	"	"	教育原理 教育心理 教科教育法 "
						各1以上

別表第二の(一)の表幼稚園教諭の項中「一級普通免許状」を「一種免許状」に、「二級普通免許状」を「二種免許状」に改める。
 別表第二の(三)の表中学校の職業実習教諭の項中「一級普通免許状」を「一種免許状」に、「二級普通免許状」を「二種免許状」に改め、同表高等学校の実業に関する実習教諭の項を次のように改める。

高等 学校 の 実 業 に 関 する 実 習 教 諭	一 種 免 許 状	6	0	5	5	5	免許教科の 関係科目及 び科目群に ついて修得 すること。	教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上
	状	3	10	0	5	5	5	5

様式第2号の2 (第3条、第10条関係)

別表第二の四の表中「二級普通免許状」を「二種免許状」に改める。
 別表第二の(田)から(ト)までの表中「一級普通免許状」を「一種免許状」に
 「二級普通免許状」を「二種免許状」に改める。

別表第二の(ハ)の表中中学校教諭の項中「一級普通免許状」を「一種免許状」
 に改め、同表高等学校教諭の項中「一級普通免許状」を「専修免許状」に
 改める。

別表第二の(カ)及び(キ)の表中「二級普通免許状」を「一種免許状」に改め
 る。

様式第一号中「(第2条—第6条関係)」を「(第2条—第4条関係)」
 に改める。

様式第二号中「(第2条—第12条関係)」を「(第2条—第4条、第8
 条関係)」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

特別免許状教育職員検定合格書

本籍都道府県名
現住所
氏 名
年 月 日生

頭書の者は、教育職員免許法第5条第2項に規定する特別免許状に係る教
育職員検定に合格した者である。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

様式第三号中「(第7条、第9条、第11条、第12条関係)」や「(第7条、第9条、第11条関係)」及び「教育職員免許法第6条第1項の規定により」を削る。

様式第四号中「(第7条、第10条、第12条関係)」や「(第7条、第8条、第11条関係)」及び「第9条」を削る。

様式第五号中「(第7条、第9条、第11条、第12条関係)」や「(第7条、第9条、第11条関係)」及び「第9条」を削る。

様式第六号中「(第7条、第8条、第11条、第12条関係)」や「(第7条、第9条、第11条関係)」及び「回遊式種別」中「種別」及び「種別」を削る。

様式第七号中「(第7条、第9条、第11条、第12条関係)」や「(第7条、第9条、第11条関係)」及び「第9条」を削る。

様式第八号中「(第10条関係)」や「(第8条関係)」及び「第9条」を削る。

様式第八号の二中「(第12条関係)」や「(第11条関係)」及び「回遊式」を削る。様式第八号の次に次の様式を加える。

様式第8号の2 (第10条関係)

推 薦 書	現住所 氏 名	年 月 日 生
<p>頭書の者に特別免許授与のための教育職員検定を行っていただきますよう下記により推薦します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 頭書の者は、次のいずれにも該当する者であります。</p> <p>(1) 学士の称号を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めたる者</p> <p>(2) 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者</p> <p>(3) 社会的信頼があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>2 教育職員に任命し、又は雇用することが学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める理由</p>		
年 月 日 任命権者 (雇用者)		

様式第九号及び様式第十号中「(第13条関係)」及び「(第12条関係)」

に改める。

様式第十号の次に次の二様式を加える。

様式第10号の2 (第18条関係)

年 月 日

非常勤講師任命 (雇用) 許可申請書

鳥取県教育委員会 殿

任命権者
(雇用者)

印

下記の者を非常勤の講師に充てたいので、教育職員免許法施行規則第65条の9の規定により申請します。

記

氏 名	生年月日		年	月	日	
現 住 所						
勤務予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
勤務予定学校名						
教授又は実習に係る事項						
一週当たりの授業時間数						
非常勤講師に充てることが必要であると認められる理由						

備考 履歴書を添付すること。

様式第10号の3 (第18条関係)

非常勤講師任命 (雇用) 許可書

任命権者
(雇用者)

教育職員免許法第3条第2項ただし書の規定により、下記のとおり非常勤講師の任命 (雇用) を許可します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

記

非常勤講師氏名	生年月日		年	月	日
現 住 所					
教授又は実習に係る事項					

様式第十一号(裏面)中

所有する免許状		
1 級	2 級	臨時

を

所有する免許状			
専 修	1 種	2 種	臨時

に改める。

様式第二十一号中

科 目 別	単位数	修得方法	単位数	修得方法	単位数
一般教育	単位		単位		単位
教科専門	単位		単位		単位
教職専門	単位		単位		単位

位 数	修得方法
単位	
単位	
単位	

を

科 目 別	単位数	修得方法	単位数	修得方法	単位数
一般教育科目	単位		単位		単位
教科専門教育科目	単位		単位		単位
教職専門教育科目	単位		単位		単位
教科専門教育科目 又は教職専門教育 科目	単位		単位		単位
養護又は教職専門 教育科目	単位		単位		単位

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

位 数	修得方法
単位	
単位	
単位	

様式第21号の2 (第27条関係)

(表面)

番 号	年 月 日 印	鳥 取 県 教 育 委 員 会	記	与 す る	左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授 与する	右の者に教育職員免許法第五条第二項の定めるところにより	割 印 (氏 名)	本籍(都道府県名)	(教育職員)特別免許状
									年 月 日 生

(裏面)

二 その他	この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有し、 その有効期間は 年 月 日までとする。	授与条件
		一 学校又は教育機関の卒業又は修了
		学校又は教育機関の名称
		卒業又は 修了年月日
		備考

備考 免許法施行規則別記様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

様式第二十二号中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当規定により提出されたものとみなす。